基本理念

- わがまちで・ともに・じぶんらしく -

「輝いて暮らす安芸高田」

障害の有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し、 安心して暮らすことができる社会づくりを目指します。

障害の理解促進と差別の解消

全ての市民が一人の人間として等しく権利が尊重され、選択・社会参加の機会が保障される社会の実現を目指し、相互理解の促進を図ります。

相談支援体制の充実・高齢化への対応

利用者のニーズに即した相談支援体制を 構築、強化します。障害者の高齢化に伴う 支援や介護家族の不安解消などにも取り 組みます。

障害児の健やかな育成支援

乳幼児期から学校卒業まで、身近な地域 で支援を受け健やかに成長できるような 地域支援体制を構築します。

一般就労への移行推進

障害者の一般就労に関する理解の促進を図り、就労移行支援事業等を活用し、 福祉施設から一般就労への移行を推進 します。



地域共生社会の推進

障害者は支えられる側である、という一方的な関係ではなく、互いに支え合う関係づくりや、個性・価値観の違いを認め合うコミュニティーの形成を進めます。

自己決定の尊重・意思決定支援

障害者本人の自己決定を尊重することが 障害者支援の原則とし、障害者の意思が 適切に反映された生活が送れるよう支援 します。

保健や医療支援体制の充実

障害の種類や年代などに応じた適切な保健指導や、健康づくりのための支援を行い、保健・医療支援の充実を図ります。

地域生活への移行・基盤整備

障害者自立支援の観点から、施設・病院 等から地域生活への移行を支援し、対応 するグループホーム等の充実、受け入れ 体制の強化を行います。

国の制度等の有効な活用

国の新たな施策や制度等を有効活用し 支援環境づくりや事業者が参入しやすい 体制づくりに努め、制度見直しが必要な 場合は積極的に国・県等に働きかけます。 平成30年度~32年度

安芸高田市湾客福祉計画

障害福祉計画(第5期)・障害児福祉計画(第1期)

を策定しました

障害福祉計画・障害児福祉計画 障害のある人が利用する福祉サービスや支援体制の充実に向け、取り組みの成果目標や各サービスの見込み量、提供体制について定める計画。「障害福祉計画」は障害者総合支援法、「障害児福祉計画」は児童福祉法を根拠法とする計画です。



障害児支援の提供体制の 整備等

- 児童発達支援センター設置
 - ----1か所
- 保育所等訪問支援利用体制

構築

- 重症心身障害児を支援する 児童発達支援事業所設置
 - ---1か所
- 重症心身障害児を支援する 放課後等デイサービス事業所設置
 - ----1か所
- 保健・医療・障害福祉・保育・ 教育等関係機関の協議の場
 - ------- 設置 (30年度末まで)

福祉施設から 一般就労への移行

- 一般就労移行者数
 - -----32年度中に6人
- ■「就労移行支援事業」利用者数 - •
 - ----- 32年度末時点で 5人
- 就労移行率が3割以上の 事業所数

·· 1事業所

80%

- 就労定着支援事業による 支援開始1年後の職場定着率

精神障害にも対応した 地域包括ケアシステムの構築

- 保健・医療・福祉関係者による 協議の場
 - ・・・・ 市単独で設置

地域生活支援拠点等の 整備

- 地域生活支援拠点等の整備

福祉施設入所者の 地域生活への移行

- ■福祉施設入所者数
- (現状値) 96人→94人
- 地域生活移行者数

--- 3年間で9人

「安芸高田市障害福祉計画」の詳細は、社会福祉課、市ホームページにてご覧いただけます。

